

## 豊橋市育成医療費助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活の能力を得るために必要な医療を必要とする障害児（身体に障害のあるものに限る。以下「障害児」という。）の保護者に対し、その医療に必要な費用の一部を助成することにより、障害児の健全な育成を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱により第5条第1項に規定する育成医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項の規定及び豊橋市自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱（平成28年4月1日決裁）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第1条の2第1号に規定する育成医療に係る自立支援医療（以下「育成医療」という。）の支給認定を受けた者とする。

### (適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、法令等の規定により、この要綱と同等な医療給付を受けることができる者は、助成対象者としなない。

### (助成対象治療期間)

第4条 助成の対象とする治療期間は、法第55条に規定する支給認定の有効期間とする。

### (助成対象経費)

第5条 助成の対象とする経費（以下「育成医療費」という。）は、育成医療に要した費用のうち、助成対象者が負担した額（入院に伴う健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する食事療養費の標準負担額を除く。）とする。

2 前項の育成医療費は、健康保険法等による高額療養費の支給又は他の制度による還付若しくは助成等を受けた場合は、当該高額療養費の支給額等を控除した額とする。

### (助成の申請)

第6条 育成医療費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊橋市育成医療費助成申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなけ

ればならない。

(1) 法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関が発行した領収書又はこれに代わる証明書類

(2) 補装具の支給決定通知書（治療用装具の給付を受けた者に限る。）

2 前項に規定する領収書、証明書類等を添付することができない者は、育成医療費の支払に関する証拠書類を市長に提出しなければならない。

（申請の時期及び期間）

第7条 前条の規定による申請の時期は、治療終了後とする。ただし、治療期間が複数の月にわたる場合は、当該月ごとに申請を行うことができるものとする。

2 前条の規定による申請の期間は、治療終了日の属する月の末日から2年を経過した日までとする。

（助成の決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、次の各号に掲げる者に対して当該各号に定める書類により通知するものとする。

(1) 助成を決定した者 豊橋市育成医療費助成決定通知書（様式第2）

(2) 助成を承認しない者 豊橋市育成医療費助成不承認通知書（様式第3）

（助成の時期）

第9条 市長は、前条の規定により助成の決定をしたときは、当該助成に係る申請者の請求があった日の翌日から起算して30日以内に当該育成医療費を支給するものとする。

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、助成対象者が育成医療費の支給に関する疾病に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、育成医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した育成医療費に相当する額を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により育成医療費の支給を受けた者がいるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の保護）

第12条 育成医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（報告）

第13条 市長は、育成医療費の支給に関し必要と認めるときは、育成医療費の支給を受け、又は受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市育成医療費助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の診療について適用し、同日前の診療についてはなお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。